

平成 26 年 11 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 3 号  
コンフォリア・レジデンシャル投資法人  
代表者名 執行役員 遠又 寛行  
(コード：3282)

資産運用会社名  
東急不動産コンフォリア投信株式会社  
代表者名 代表取締役 遠又 寛行  
問合せ先 取締役財務部長 柏木 信英  
(TEL. 03-6415-6200)

資産の取得に関するお知らせ (コンフォリア西新宿)

コンフォリア・レジデンシャル投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) が資産の運用を委託する資産運用会社である東急不動産コンフォリア投信株式会社 (以下「本資産運用会社」といいます。) は、本日、下記のとおり資産の取得を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得の概要

番号	特定資産の種類	物件名称	取得価格 (千円) (注1)
1	不動産信託受益権	コンフォリア西新宿(注2)	1,625,000

(注1) 「取得価格」は、取得資産の取得に要する諸費用 (公租公課等) を含まない金額 (信託受益権売買契約書等に記載された信託受益権等の売買代金の金額) を記載しています。

(注2) 現在の物件名称は「コスモグラフィア西新宿」ですが、物件取得後、2ヶ月後を目処に物件名称を「コンフォリア西新宿」に変更する予定です。以下、現在の物件名称は省略します。

- (1) 契約締結日 平成 26 年 11 月 13 日
  - (2) 取得日 平成 26 年 11 月 13 日
  - (3) 売主 後記「4. 取得先の概要」参照
  - (4) 取得資金 借入金 (注) による
  - (5) 決済方法 引渡し時に全額支払
- (注) 当該借入金については、決定次第お知らせします。

2. 取得の理由

本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に基づき、ポートフォリオの着実な成長と安定的な収益の確保を図るため、本物件の取得を決定しました。

3. 取得資産の概要

物件名称	コンフォリア西新宿	
特定資産の種類	不動産信託受益権	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
信託期間の満了日	平成 41 年 11 月 13 日	
所在地 (住居表示) (注1)	東京都新宿区北新宿一丁目 20 番 12 号	
土地	敷地面積 (注1)	378.35 m <sup>2</sup>
	所有形態	所有権

建物	建築時期 (注1)	平成 18 年 7 月
	構造/階数 (注1)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 15 階建
	延床面積 (注1)	1,947.14 m <sup>2</sup>
	所有形態	所有権
	用途 (注1)	共同住宅
	賃貸可能戸数 (注6)	56 戸
PM会社 (注2)		株式会社東急コミュニティー (予定)
ML会社 (注3)		株式会社東急コミュニティー (予定)
担保設定の有無		なし
特記事項 (注4)		本建物は建設開始時において都市計画の適用要件を満たしておりましたが、平成 18 年 3 月 31 日に都市計画の見直し (建築物の絶対高さ制限) がなされたため、建物が既存不適格となっております。
物件特性		本物件は、東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅から徒歩 5 分、JR 中央・総武緩行線「大久保」駅から徒歩 8 分に位置する、シングルタイプ・コンパクトタイプの物件です。2 駅 2 路線が利用可能であり、「新宿」駅まで約 2 分、「東京」駅まで約 21 分と主要ビジネス・商業ゾーンへのアクセスは非常に良好です。新宿副都心エリア背後の住宅地に位置し、高度商業集積地である「新宿」駅周辺へは徒歩圏である一方、周辺にはスーパーマーケット、飲食店舗等の近隣型商業施設等も存しており生活利便性も良好です。こうした特性から、主として都心接近性及び居住環境の利便性を重視する単身者、DINKS 層を中心に底堅い賃貸需要が期待できる物件です。
鑑定評価書の概要 (注5)		
評価機関		一般財団法人 日本不動産研究所
価格時点		平成 26 年 9 月 30 日
鑑定評価額		1,650,000 千円
直接還元価格		1,670,000 千円
直接還元利回り		4.5%
DCF 価格		1,620,000 千円
割引率		4.3%
最終還元利回り		4.7%
賃貸借状況の概要 (平成 26 年 9 月末日時点) (注6)		
賃貸可能面積		1,767.64 m <sup>2</sup>
賃貸面積		1,520.37 m <sup>2</sup>
稼働率		86.0%
賃貸可能戸数		56 戸
賃貸戸数		49 戸
テナント総数		1
月額賃料総額		6,745 千円
敷金・保証金		8,988 千円
建物状況調査の概要 (注7)		
調査会社		東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
調査書日付		平成 26 年 10 月
緊急修繕費用の見積額		1,500 千円
短期修繕費用の見積額		—
長期修繕費用の見積額		47,480 千円
建物再調達価格		488,200 千円
地震リスク分析の概要 (注8)		
PML 評価者		損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

調査書日付	平成 26 年 9 月
PML 値	6.50%
設計者・施工者・建築確認検査機関等 (注 9)	
設計者	株式会社飯田了三建築設計事務所
施工者	株式会社古久根建設
建築確認検査機関	株式会社東京建築検査機構
調査機関又は構造計算適合性判定者等	株式会社ハイ国際コンサルタント

- (注 1) 「所在地」欄は、住居表示を記載しています。また、土地の「敷地面積」欄、並びに建物の「建築時期」欄、「構造/階数」欄、「延床面積」欄及び「用途」欄は、登記事項証明書の記載に基づいています。登記事項証明書の記載は、当該不動産の現況とは一致しない場合があります。また、「延床面積」欄は、建物全体の床面積（ただし、附属建物の床面積は除きます。）を記載しています。
- (注 2) 「PM会社」欄は、不動産についてプロパティ・マネジメント業務を委託予定の会社を記載しています。
- (注 3) 「ML会社」欄は、不動産所有者との間でマスターリース契約を締結予定の借借人を記載しています。
- (注 4) 「特記事項」欄は、平成 26 年 9 月末日現在において、以下の事項を含む、不動産の権利関係や利用等に関連して重要と考えられる事項のほか、不動産の評価額、収益性、処分への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。
- i 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
  - ii 権利関係等に係る負担又は規制の主なもの
  - iii 当該不動産の境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとそれに関する協定等
  - iv 共有者・区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの
- (注 5) 「鑑定評価書の概要」欄は、本投資法人が、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。その後の改正を含みます。）並びに不動産鑑定評価基準に基づき、一般財団法人日本不動産研究所が評価対象不動産に関して作成した鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。
- (注 6) 「賃貸借の概要」欄に関する説明
- i 「賃貸可能面積」は、取得資産において、実際にエンドテナントに対して賃貸が可能な住宅及び店舗等の合計面積（共用部分等を賃貸している場合には当該面積を含みます。）を記載しています。賃貸可能面積は、登記簿上の表示ではなく、賃貸借契約書に記載されている面積、建物竣工図等をもとに算出した面積によっていますので、登記簿上の表示に基づく延床面積とは必ずしも一致するものではありません。
  - ii 「賃貸面積」は、取得資産において、貸室の一部又は全部が一括して賃貸に供され、当該賃貸借契約（以下「マスターリース契約」といいます。）における借借人がエンドテナント（実際の利用者たる転借人）に対し当該貸室の転貸を行う場合で、かつ、マスターリース契約の賃料をエンドテナントから收受した賃料等の金額と同額とする旨合意されている場合（このようなマスターリース契約の種別を、以下「パススルー型マスターリース契約」といいます。）は、実際にエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積（賃貸借契約書に記載された面積をいいます。ただし、住宅及び店舗等の面積（貸室の全部が一括して賃貸に供されている場合は、その貸室全体の面積）のみを含み、駐車場等の賃貸面積は含みません。）を記載しています。
  - iii 「稼働率」は、取得資産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を示しています。
  - iv 「賃貸可能戸数」は、取得資産において、賃貸が可能な戸数（店舗等がある場合は、店舗等の数を含みます。）を記載しています。
  - v 「賃貸戸数」は、取得資産において、実際にエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している戸数（店舗等がある場合は、店舗等の数を含みます。）を記載しています。
  - vi 「テナント総数」については、本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借関係を有するテナントの総数を記載しております。したがって、本投資法人又は信託受託者が取得資産の全部の貸室等をマスターリース会社に対して包括的に賃貸した上で（以下「マスターリースの導入」といいます。）、当該マスターリース会社が各貸室をエンドテナントに転貸している場合、テナント総数は1と記載し、当該転貸借に係るエンドテナントの数はテナント総数に含めておりません。なお、マスターリースの導入がなされている取得資産であっても、当該マスターリースの導入について承諾していないエンドテナントについては、当該エンドテナントと本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借関係が存在することになりますが、当該エンドテナントの数はテナント総数に含めておりません。
  - vii 「月額賃料収入」は、マスターリース種別がパススルー型マスターリース契約の場合には、平成26年9月末日現在においてマスターリース会社又は各不動産若しくは信託不動産の所有者とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約書等に表示された月額賃料（共益費は含みますが、駐車場やトランクルーム等の附属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。なお、千円未満は切り捨て、消費税等は除いて記載しています。
  - viii 「敷金・保証金」は、取得資産において、実際にエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく各エンドテナントの敷金・保証金等の平成26年9月末日現在における残高の合計を記載し、千円未満を切り捨てて記載しています。ただし、各賃貸借契約において、敷引又は敷金償却等の特約により返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額を記載しています。
- (注 7) 「建物状況調査の概要」欄は、本投資法人との間に特別の利害関係のない第三者である調査会社が取得資産に関して作成した報告書の記載に基づいて、その概要を記載しています。ただし、報告内容はあくまで上記調査会社の意見であり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。
- i 「緊急修繕費用の見積額」は、建物状況調査報告書に記載された緊急を要すると想定される修繕更新費です。千円未満を切り捨てて記載しています。
  - ii 「短期修繕費用の見積額」は、建物状況調査報告書に記載された 1 年以内に必要と想定される修繕更新費です。千円未満を切り捨てて記載しています。
  - iii 「長期修繕費用の見積額」は、建物状況調査報告書に記載された 12 年間に必要と想定される修繕更新費です。千円未満を切り捨てて記載しています。
  - iv 「建物再調査価格」とは、建物状況調査報告書に記載された、調査時点において、取得資産を同設計、同仕様にて新たに建設した場合の建設工事調査見積額をいいます。ただし、その内容は、一定時点における調査会社独自の見解と

意見であり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、「建物再調達価格」は、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注 8) 「地震リスク分析の概要」欄は、本投資法人との間に特別な利害関係のない第三者である PML 評価者が取得資産に関して作成した報告書の記載に基づいて、その概要を記載しています。ただし、報告内容はあくまで上記 PML 評価者の意見であり、本投資法人がその内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。

「PML 値」とは、地震による予想最大損失率をいいます。予想損失率には、個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。上記数値は、想定した予定使用期間中（50 年＝一般的建物の耐用年数）に想定される最大規模の地震（50 年間で 10% を超える確率で襲ってくると予想される大地震＝再現期間 475 年相当の大地震）によりどの程度の被害を受けるかを、90% 非超過確率に相当する予想損失額の再調達価格に対する割合で示したものを意味します。

(注 9) 「設計者・施工者・建築確認検査機関等」欄は、取得資産に係る設計者、施工者、建築確認検査機関及び調査機関又は構造計算適合性判定者等を記載しています。なお、本投資法人は、原則として、専門の第三者機関に調査を依頼し、構造設計関連書類（構造設計図、構造計算書等）に意図的な改ざん、偽造等の不正が見受けられないとの報告を受けています。ただし、かかる報告内容はあくまで当該第三者機関の意見であり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、平成 19 年 6 月に改正された建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含みます。）に基づき、指定構造計算適合性判定機関から、構造計算が国土交通大臣が定めた方法等により適正に行われたものであることの判定を受けている物件については、指定構造計算適合性判定機関が専門の第三者機関に該当します。

#### 4. 取得先の概要

上記物件の売主は国内の特別目的会社ですが、先方の同意が得られないため、詳細については開示いたしません。なお、当該売主は、本投資法人または本資産運用会社と特別な利害関係にありません。

#### 5. 物件取得者等の状況

本物件の取得は、本投資法人、本資産運用会社と特別な利害関係のある者からの取得には該当しないため、記載を省略致します。

#### 6. 取得資産にかかる資産運用会社の利害関係について

本投資法人は、取得資産について、マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務を資産運用会社の利害関係者である株式会社東急コミュニティーに委託する予定です。そのため、同社とのマスターリース兼プロパティ・マネジメント契約の締結に関して、内部規程に従い所要の手続きを経ています。

#### 7. 媒介の概要

なし

#### 8. 今後の見通し

本取得資産の取得による平成 27 年 1 月期（平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日）及び平成 27 年 7 月期（平成 27 年 2 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://comforia-reit.co.jp>



**【参考資料】**

1. 取得予定資産の価格に関する鑑定評価サマリー
2. ポートフォリオ一覧
3. 取得予定資産の外観写真等

<参考資料1> 取得予定資産の価格に関する鑑定評価サマリー

(単位：千円)

物件名	コンフォリア西新宿
鑑定評価機関	一般財団法人 日本不動産研究所
価格時点	平成26年9月30日
鑑定評価額	1,650,000
直接還元法による収益価格 (⑥÷⑦)	
	1,670,000
① 運営収益	95,401
潜在総収益	101,512
貸室賃料(共益費込み)収入	93,654
水道光熱費収入	0
駐車場等収入	4,188
権利金・更新料等	3,645
その他の収入	25
空室等損失相当額	▲ 6,111
貸倒損失相当額	0
② 運営費用	17,839
維持管理費	2,300
水道光熱費	1,450
修繕費	1,792
プロパティマネジメントフィー	2,757
テナント募集費用等	4,808
公租公課	3,983
損害保険料	249
その他の費用	500
③ 運営純収益 (NOI、①-②)	77,562
④ 敷金等の運用益	143
⑤ 資本的支出	2,682
⑥ 純収益 (NCF、③+④-⑤)	75,023
⑦ 還元利回り	4.5%
DCF法による収益価格	1,620,000
割引率	4.3%
最終還元利回り	4.7%
積算価格	1,360,000
土地・建物の合計価格	1,049,000
土地価格	776,000
建物価格	273,000
増減価修正	130%

(注) 上記数値は、一般財団法人日本不動産研究所が評価対象不動産に関して作成した鑑定評価書の概要を記載しています。

<参考資料2>ポートフォリオ一覧

地域 (注1)	不動産等の名称	所在地（住居表示）	特定資産の種類	取得（予定） 価格 (百万円) (注2)	投資比率 (注3)
東京都心	コンフォリア日本橋人形町	東京都中央区日本橋人形町三丁目5番10号	不動産信託受益権	1,586	1.3%
	コンフォリア早稲田	東京都新宿区弁天町147番地	不動産信託受益権	1,900	1.6%
	コンフォリア下落合	東京都新宿区中落合二丁目7番10号	不動産信託受益権	1,181	1.0%
	コンフォリア東中野	東京都新宿区北新宿四丁目34番2号	不動産信託受益権	552	0.5%
	コンフォリア銀座EAST	東京都中央区入船一丁目3番1号	不動産信託受益権	3,059	2.6%
	コンフォリア麻布台	東京都港区麻布台三丁目4番4号	不動産信託受益権	574	0.5%
	コンフォリア芝公園	東京都港区芝公園二丁目2番15号	不動産信託受益権	1,398	1.2%
	コンフォリア西麻布	東京都港区西麻布四丁目1番10号	不動産信託受益権	755	0.6%
	コンフォリア南青山	東京都港区南青山四丁目1番12号	不動産信託受益権	1,041	0.9%
	コンフォリア南青山DEUX	東京都港区南青山四丁目2番1号	不動産信託受益権	248	0.2%
	コンフォリア西早稲田	東京都新宿区高田馬場一丁目5番19号	不動産信託受益権	1,685	1.4%
	コンフォリア代官山	(テラス棟) 東京都渋谷区恵比寿西一丁目21番14号 (タワー棟) 東京都渋谷区恵比寿西一丁目21番15号	不動産信託受益権	1,807	1.5%
	コンフォリア原宿NORD	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目8番19号	不動産信託受益権	533	0.5%
	コンフォリア原宿	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目61番3号	不動産信託受益権	3,629	3.1%
	コンフォリア三田ノース	東京都港区三田二丁目7番16号	不動産信託受益権	850	0.7%
	コンフォリア芝浦バウハウス	東京都港区海岸三丁目13番12号	不動産信託受益権	2,650	2.2%
	コンフォリア白金高輪	東京都港区三田五丁目1番21号	不動産信託受益権	1,300	1.1%
	コンフォリア日本橋人形町イースト	東京都中央区日本橋人形町三丁目6番3号	不動産信託受益権	2,139	1.8%
	コンフォリア愛宕	東京都港区虎ノ門三丁目23番7号	不動産信託受益権	826	0.7%
	コンフォリア九段	東京都千代田区九段南二丁目6番12号	不動産信託受益権	1,280	1.1%
	コンフォリア日本橋人形町ノース	東京都中央区日本橋堀留町一丁目1番6号	不動産信託受益権	1,108	0.9%
	コンフォリア新川	東京都中央区新川二丁目15番5号	不動産信託受益権	1,840	1.6%
	コンフォリア赤坂	東京都港区赤坂二丁目17番63号	不動産信託受益権	1,945	1.7%
	コンフォリア三田EAST	東京都港区芝四丁目18番1号	不動産信託受益権	3,190	2.7%
	コンフォリア・リヴ芝浦キャナル	東京都港区海岸三丁目1番9号	不動産信託受益権	1,570	1.3%
	コンフォリア北参道	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目5番10号	不動産信託受益権	4,268	3.6%
	コンフォリア代々木上原	東京都渋谷区上原二丁目31番5号	不動産信託受益権	1,560	1.3%
	コンフォリア笹塚	東京都渋谷区笹塚一丁目59番10号	不動産信託受益権	1,789	1.5%
	コンフォリア新宿御苑II	東京都新宿区新宿一丁目13番3号	不動産信託受益権	1,806	1.5%
	コンフォリア市谷柳町	東京都新宿区市谷柳町18番地2	不動産信託受益権	1,623	1.4%
	コンフォリア神楽坂	東京都新宿区岩戸町26番地1	不動産信託受益権	736	0.6%
	コンフォリア二番町	東京都千代田区二番町4番地8	不動産信託受益権	1,621	1.4%
コンフォリア西新宿	東京都新宿区北新宿一丁目20番12号	不動産信託受益権	1,625	1.4%	
小 計				53,677	45.5%

準都心	コンフォリア文京春日	東京都文京区西片一丁目15番12号	不動産信託受益権	1,470	1.2%
	コンフォリア浅草松が谷	東京都台東区松が谷一丁目11番5号	不動産信託受益権	910	0.8%
	コンフォリア西大井	東京都品川区西大井六丁目6番1号	不動産信託受益権	902	0.8%
	コンフォリア中野	東京都中野区上高田二丁目40番12号	不動産信託受益権	881	0.7%
	コンフォリア下北沢	東京都世田谷区羽根木一丁目9番14号	不動産信託受益権	2,587	2.2%
	コンフォリア西蒲田	東京都大田区西蒲田六丁目37番3号	不動産信託受益権	1,550	1.3%
	コンフォリア大山	東京都板橋区大山町4番4号	不動産信託受益権	1,987	1.7%
	コンフォリア清澄白河サウス	東京都江東区三好三丁目2番13号	不動産信託受益権	740	0.6%
	コンフォリア駒澤	東京都世田谷区駒沢二丁目1番5号	不動産信託受益権	1,290	1.1%
	コンフォリア・リヴ小石川	東京都文京区小石川二丁目17番27号	不動産信託受益権	552	0.5%
	コンフォリア・リヴ千石	東京都文京区千石四丁目3番20号	不動産信託受益権	1,219	1.0%
	コンフォリア代官山青葉台	東京都目黒区青葉台二丁目1番7号	不動産信託受益権	926	0.8%
	コンフォリア池袋	東京都豊島区池袋二丁目57番1号	不動産信託受益権	602	0.5%
	コンフォリア・リヴ両国石原	東京都墨田区石原一丁目36番1号	不動産信託受益権	651	0.6%
	コンフォリア浅草橋DEUX	東京都台東区浅草橋五丁目24番10号	不動産信託受益権	874	0.7%
	コンフォリア押上	東京都墨田区業平四丁目7番2号	不動産信託受益権	714	0.6%
	コンフォリア本所吾妻橋	東京都墨田区本所二丁目11番12号	不動産信託受益権	762	0.6%
	コンフォリア清澄白河トロワ	東京都江東区白河三丁目5番14号	不動産信託受益権	873	0.7%
	コンフォリア門前仲町	東京都江東区冬木16番8号	不動産信託受益権	2,658	2.3%
	コンフォリア碑文谷	東京都目黒区碑文谷二丁目3番3号	不動産信託受益権	1,189	1.0%
	コンフォリア三宿	東京都世田谷区池尻三丁目23番2号	不動産信託受益権	1,874	1.6%
	コンフォリア学芸大学	東京都世田谷区下馬六丁目46番6号	不動産信託受益権	1,138	1.0%
	コンフォリア東中野DEUX	東京都中野区東中野四丁目2番19号	不動産信託受益権	833	0.7%
	コンフォリア東池袋WEST	東京都豊島区東池袋三丁目22番21号	不動産信託受益権	3,911	3.3%
	コンフォリア両国DEUX	東京都墨田区千歳一丁目2番10号	不動産信託受益権	1,014	0.9%
	コンフォリア大森DEUX	東京都大田区大森北三丁目4番2号	不動産信託受益権	1,188	1.0%
	コンフォリア町屋	東京都荒川区荒川五丁目51番7号	不動産信託受益権	594	0.5%
	コンフォリア浅草橋	東京都台東区柳橋二丁目20番10号	不動産信託受益権	2,680	2.3%
	コンフォリア両国サウス	東京都墨田区千歳二丁目14番8号	不動産信託受益権	1,240	1.1%
	コンフォリア豊洲	東京都江東区枝川一丁目4番12号	不動産信託受益権	3,096	2.6%
	コンフォリア墨田立花	東京都墨田区立花五丁目18番5号	不動産信託受益権	938	0.8%
	コンフォリア上野広小路	東京都台東区上野三丁目17番4号	不動産信託受益権	1,050	0.9%
	コンフォリア春日富坂	東京都文京区春日一丁目11番18号	不動産信託受益権	2,912	2.5%
	コンフォリア本駒込	東京都文京区本駒込二丁目29番24号	不動産信託受益権	1,344	1.1%
コンフォリア森下	東京都江東区新大橋三丁目6番8号	不動産信託受益権	1,530	1.3%	
コンフォリア・リヴ木場公園	東京都江東区木場二丁目17番7号	不動産信託受益権	956	0.8%	
コンフォリア目黒長者丸	東京都品川区上大崎二丁目6番25号	不動産信託受益権	1,972	1.7%	
コンフォリア西馬込	東京都大田区西馬込二丁目35番8号	不動産信託受益権	990	0.8%	
コンフォリア東池袋EAST	東京都豊島区東池袋二丁目8番1号	不動産信託受益権	1,712	1.5%	



準都心 (続き)	コンフォリア東池袋	東京都豊島区東池袋四丁目3番5号	不動産信託受益権	1,132	1.0%
小 計				55,443	47.0%
その他 東京圏	コンフォリア・リヴ狛江	東京都狛江市岩戸北三丁目9番5号	不動産信託受益権	399	0.3%
	コンフォリア横濱関内	神奈川県横浜市中区翁町二丁目8番地15	不動産信託受益権	972	0.8%
	コンフォリア・リヴ市川妙典	千葉県市川市塩焼一丁目9番10号	不動産信託受益権	606	0.5%
	コンフォリア・リヴ谷塚	埼玉県草加市瀬崎三丁目38番3号	不動産信託受益権	626	0.5%
	コンフォリア新子安	神奈川県横浜市神奈川区子安通二丁目216番2号	不動産信託受益権	1,077	0.9%
小 計				3,680	3.1%
その他 中核都市	コンフォリア新大阪	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目21番24号	不動産信託受益権	2,400	2.0%
	コンフォリア新栄	愛知県名古屋市中区新栄二丁目28番18号	不動産信託受益権	1,653	1.4%
	コンフォリア北堀江	大阪府大阪市西区北堀江三丁目12番2号	不動産	1,010	0.9%
小 計				5,063	4.3%
合 計				117,864	100.0%

(注 1) 地域欄に関する説明

- i 「東京都心」とは、都心5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）をいいます。
- ii 「準都心」とは、東京都心に準ずる住宅集積地（上記 i を除く東京 23 区）をいいます。
- iii 「その他東京圏」とは、東京都心及び準都心に準ずる住宅集積地（東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいいます。）のうち、上記 i から ii を除き、賃貸需要が厚く見込まれるエリア）をいいます。
- iv 「その他中核都市」とは、上記 i から iii 以外の政令指定都市等の住宅集積地をいいます。

(注 2) 取得（予定）価格は、売買契約書に記載された各不動産又は信託受益権の売買代金（税金を含まず、百万円未満を切り捨てて記載しています。）を記載しています。

(注 3) 取得（予定）価格の総額に対する各物件の取得価格又は取得予定価格の割合を記載しており、小数点第 2 位を四捨五入しています。

<参考資料3> 取得予定資産の外観写真等

